

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
8月6日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取 (建築指導課) 二
公告
平成二十二年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課) 三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) 四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民生活課) 五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 五
土地改良区清算人の届出 (農村整備課) 六
公安委告示
警備員等の検定の実施 六

山口県告示第二百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年八月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。



平成二十二年八月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社
住 所 東京都港区芝四丁目一番二二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽本部第一製造所
所 在 地 周南市開成町四五五番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使用の方法
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	
四六一二	五〇	平成二二、 九、一八	平成二二、 九、三〇	平成二二、 一〇、二〇
備考	「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設をいう。			

使用開始
年月日
使用時間
隔日
連 続
二四時間
日の使用
当季の
概略的
変動なし

山口県告示第二百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、公開

平成二十二年八月六日

山口県知事

二井 関 成

による意見の聴取を次のとおり行う。

No. 1	排水口	排出水の量		水の汚染状態		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)					
		通常	最大	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)						
七・五	八・六	五・八	二九・三	二九・三	三〇	三〇	検出せず	二五	四五	〇・九八	〇・九八	三・九九六	三・九九六

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

中和処理施設	種類	項目	汚水の等		汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
			処理前	処理後	通常	最大	
七	二	水素イオン濃度 (水素指数)	二六・七	二六・七	二五・六	二五・六	三・五二六
九	三	化学的酸素要求量 (mg/l)	二六・七	二六・七	二五・六	二五・六	三・五二六
七	二	浮遊物質 (mg/l)	二五・六	二五・六	二五・六	二五・六	三・五二六
七	二	鉍油類 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	三・五二六
七	二	窒素 (mg/l)	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三・五二六
七	二	リン (mg/l)	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	三・五二六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

中和処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定 (年月日)	工事完成予定 (年月日)	使用開始予定 (年月日)
コンクリート製			四、〇〇〇	中	連	続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水の等		汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
四六一二	三	五・二	二五	二五	四七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

意見の聴取の理由 商業地域内の熊本郡平生町大字平生村字横割五八四において工場を増築することについて

意見の聴取の期日 平成二十二年八月十八日(水曜日) 午後二時

意見の聴取の場所 平生町役場第三庁舎三階大会議室



(以下)平成二十二年山口県選挙区議会の公報

平成二十二年山口県選挙区議会公報第百八十二号に於て、平成二十二年山口県選挙区議会の議決事項は以下のとおりである。

平成二十二年山口県

山口県民権 二 井 田 茂

平成22年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成22年度山口県の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,678,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718,829,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)
第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		5,800	4,870,534	4,876,334
	2負担金	5,800	4,617,478	4,623,278
9国庫支出金		4,609,961	83,197,500	87,807,461
	1国庫負担金	2,934,762	34,900,302	37,835,064
	2国庫補助金	1,675,199	45,345,491	47,020,690

12繰入金 50,000 37,694,335 37,744,335

2基金繰入金 50,000 29,475,319 29,525,319

13繰越金 682,314 0 682,314

1繰越金 682,314 0 682,314

15県債 2,330,000 124,524,700 126,854,700

1県債 2,330,000 124,524,700 126,854,700

合計 7,678,075 711,151,353 718,829,428

3民 補正額 補正前の額 計

1社会福祉費 285,900 87,254,409 87,540,309

4児童福祉費 5,500 69,898,631 69,904,131

8災害救助費 5,400 15,735,496 15,740,896

6農林水産業費 275,000 4,797 279,797

1農業費 60,000 40,343,863 40,403,863

4林業費 10,000 10,678,291 10,688,291

3河川海岸費 50,000 10,159,533 10,209,533

8土木費 760,000 89,637,430 90,397,430

10教育費 760,000 17,492,722 18,252,722

2,175 144,492,648 144,494,823

11災害復旧費 2,175 1,893,256 1,895,431

6,570,000 6,200,120 12,770,120

1,500,000 1,599,316 3,099,316

5,030,000 4,440,804 9,470,804

40,000 160,000 200,000

7,678,075 711,151,353 718,829,428

第2表 債務負担行為補正

1追加 合計

事項	項目	期間	限度	額
1	母子寡婦福祉資金に対する利子補給	平成22年度から平成31年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額は、140,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。	
2	災害援護資金に係る	平成22年度から	(1) 平成22年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、160,000千円とする。	

市町に対する利子補給補助金	平成32年度まで	(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、平成32年度から平成33年度まで、平成33年度から平成34年度まで、平成34年度から平成35年度まで、平成35年度から平成36年度まで、平成36年度から平成37年度まで、平成37年度から平成38年度まで、平成38年度から平成39年度まで、平成39年度から平成40年度までの12に相当する額とする。
3 河川災害関連事業の一括契約すること(厚狭川)	平成22年度から平成24年度まで	2,000,000千円

事項	補正		補正	
	期間	限度額	期間	限度額
1 生活福祉資金に対する利子補給	平成22年度から平成30年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。利子補給額は、年1.5%を限度とする。 (2) 利子補給額は、平成30年度までを限度とする。	平成22年度から平成30年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。利子補給額は、年1.5%を限度とする。 (2) 利子補給額は、平成30年度までを限度とする。

第3表 地方債補正追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	106,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
農地災害復旧事業	12,000		ただし、利率の異なる見直しを行う場合、当該見直し後の利率による。	ただし、特別のものである場合は、借入先と協議して定める。
計	118,000			

2 変更

起債の目的	補正		補正	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模治山事業	27,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦
河川災害関連事業	295,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦

災害関連緊急砂防事業	36,000		101,000	
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	115,000		139,000	
土木現年補助災害復旧事業	1,071,000		2,712,000	
土木現年単独災害復旧事業	70,000		254,000	
県立学校施設災害復旧事業	60,000		74,000	
計	1,674,000		3,886,000	

四

(二七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年九月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公開の縦覧に供します。

平成二十二年八月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 フィールドスポーツプロジェクトジャパン
代表者の氏名 岡本 宏
主たる事務所の所在地 周南市大字久米二九七九番地の1
- 三 定款に記載された目的

広く一般市民に対して、大自然に恵まれた日本でそれらの自然を感じ、活用するスポーツの普及、発展、育成活動を基盤とし、グラウンドの芝生化や河川、海、山などのクリーン活動なども積極的にを行い、地域の活性化、青少年の健全育成、トップアスリートの育成、生涯学習スポーツの普及、発展に努め、広く一般市民の健康増進、自然環境の美化推進に努めます。

(二六五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年九月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 テンダーハートDonMin

代 表 者 の 氏 名 西本勢津子

主たる事務所の所在地 岩国市南岩国町二丁目七五番三六号

三 定款に記載された目的

高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LDなどの発達障害及びその周辺の困難を抱える当事者と、その家族、支援者を対象に必要なサポート事業を行い、及び地域社会への啓発事業に取り組み、発達障害の子供とその家族が、安心して生活できる地域社会を創ることに寄与すること。

(二六六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十二年九月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人萩市民活動ねっと

代 表 者 の 氏 名 原田 利正

主たる事務所の所在地 萩市大字西田町五番地

(二六七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人キユアポート

代 表 者 の 氏 名 鬼村洋太郎

主たる事務所の所在地 長門市三隅中三〇一番地の一

(二六八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年八月六日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) デイオ防府東店

所在地 防府市岸津一丁目七番一号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 一 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四の五 大賀 昭司
株式会社マリン 山口市水の上町二番七号 宮崎 繼治
- 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四の五 大賀 昭司
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年三月二十四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二、三、一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
四〇台
- (一) 駐輪場の収容台数
三五台
- (二) 荷さばき施設の面積
四七平方メートル
- (三) 廃棄物等の保管施設の容量
七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
大黒天物産株式会社 午前零時 午後一二時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
届出年月日
平成二十二年七月二十三日

(二六九) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年八月六日

就任した清算人

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称 氏 名 住 所

光市島田川土地改良区	小田 典和	光市大字浅江三
"	田村 浩昭	" 一七〇九
"	山本 正則	" 中村町二八番一〇号
"	山本 錠輔	" 大字三井二四〇五
"	池本 武彦	" 三井七丁目四番一四号
"	岡村 通夫	" 大字三井三一七
"	石川 宣正	" 上島田一丁目二番三〇号
"	吉原 則行	" 島田五丁目一四番三〇号
"	石丸 誠	" 上島田八丁目一番一五号
"	清水 敏彦	" 大字立野一三四八
"	西岡 宏道	" 大字小周防二七二七
"	田中 貢	" 一三六九



山口県公安委員会告示第四十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年八月六日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
貴重品運搬警備業務 一級 三十名

二 検定の日時及び場所
日 時 場 所
平成二二、一一、六 午前九時から午後五 山口市仁保下郷一四五九番地
時 まで 山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十二年九月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十二年八月六日印刷
発行

発行所
行人

山口県知事
山田 隆